

山梨県東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース  
沿道観戦シャトルバス事業業務委託 仕様書

1 件名

山梨県東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース沿道観戦シャトルバス事業

2 目的

東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース開催にあたり、コース外大規模駐車場の利用を促進し、自家用車による交通渋滞を抑制するため、富士北麓公園から会場である山中湖までのシャトルバスを運行する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 3 年 8 月 3 1 日（火）まで

4 業務内容

(1) 業務計画書の作成

契約締結後、速やかに次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

①業務工程表

②業務組織体制

③連絡体制

④突発的な故障や事故により運行車両が走行困難になった場合等、想定される緊急事案発生時の対応及び連絡体制

(2) 輸送実施計画の策定

山梨県が別途示す「輸送計画（案）」を参考に次の項目について検討し、輸送実施計画を策定すること。

①駐車場について

ア 駐車場への進入経路、駐車場内の動線

イ 駐車場内の資機材（案内看板、受付テント等）・人員配置

②受付及び乗降場について

シャトルバス利用者の移動距離、移動時間、利便性等を考慮すること。

③輸送経路について

乗降場から会場までの輸送経路、距離及び所要時間

④感染症対策について

感染症対策（マスク着用、乗客同士の距離、換気等）の手法及び周知方法

⑤その他

バス台数、車種、発着時刻、待機時間等

### (3) 利用者募集

①県内外より多くのシャトルバス利用者を集めるため、効果的な広報・募集方法を実施すること。実施方法、実施時期については、協議により決定することとする。

#### ア 実施時期

道路運送法第21条の許可取得後、速やかに募集を開始し、令和3年7月23日(金)まで実施すること。

#### イ 販売方法

原則事前予約とし、必要に応じ、当日販売も実施すること。

②広報には、利用者へ配布する応援グッズを活用することができる。応援グッズは山梨県で用意をする。なお、応援グッズの配布は、観光・大会案内等を行う都市ボランティアが対応する予定。

### (4) 受付及び乗降場の設営・運営

①乗降場の利用時の運用について、当該地、施設の管理者等と必要な調整を行うこと。

②受付テント、案内看板及びコーン・バーを設置すること。

③シャトルバス利用者から利用料金(片道1,000円)を徴収すること。

### (5) 輸送業務の実施

①輸送実施計画に基づき、輸送業務を実施すること。

なお、使用する車両は次のとおりとする。

ア 大型貸切バス(定員45名(補助席除く)程度)とすること。

イ 配車するバスは法定点検を受け、適正に管理されている車両とすること。

ウ 道路運送法第21条の許可を取得して運行すること。

②山梨県から、配車時刻、配車場所等に係る運行内容の変更の申し出がされた場合は、適切に対応すること。

③突発的な故障や事故により運行車両が走行困難になった場合等は、ただちに代替車両を手配するなど、必要な措置を講ずること。

### (6) 駐車場内の誘導

駐車場内の運行及び駐車については、車両の誘導を行う駐車場係員を配置すること。

### (7) バスマスク及び車両表示の掲示

①バスの前面に、バスマスクを取り付けること。

②バス前方の車外から見える箇所に、バス車両表示を掲示すること。

③バスマスク及びバス車両表示の掲示内容は山梨県と協議して決定すること。

(8) 感染症対策

「4 業務内容」(2)で策定する輸送実施計画に基づき、感染症対策を実施すること。

(9) 苦情処理

輸送に関する苦情があったときには、適切に対処するとともに、ただちに山梨県に報告すること。

(10) 業務報告書の作成

①バス輸送実績書(運行台数実績・乗車人数実績(日別))を作成すること。

②バス運行料金の計算書を作成すること。

③苦情処理に係る対応実績書を作成すること。

5 業務報告

(1) 業務報告書

①バス輸送実績書(運行台数実績・乗車人数実績)

②バス運行料金の計算書

③苦情処理に係る対応実績書

(2) 提出期限

令和3年8月31日(火)

(3) 提出先

山梨県スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック推進課

E-mail アドレス olym-para@pref.yamanashi.lg.jp

6 資料の提供及び貸与

山梨県が提供した資料の目的外使用は禁止する。

7 その他

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、関係法令を遵守し作業を進めること。

(2) 新型コロナウイルスの感染状況に十分留意し、内容等の変更が必要と思われる場合は、山梨県と協議すること。

(3) 新型コロナウイルス感染防止のため、山梨県は、本業務を変更または実施しないことがある。実施しないことの決定が、契約締結前である場合、山梨県は審査の結果にかかわらず、契約先候補者との契約を締結しない。本業務を変更することの決定が契約締結後である場合、山梨県は受託者と協議の上、必要に応じて委託金額を変更し、変更契約を締結する。本業務を実施しないことの決定が契約締結後である場合、山梨県は契約を解除することができる。解除までに受託者が支出した費用については、山梨県と受託者が協議して定めた額を支払うものとする。

- (4) 受託者は、本業務の進め方等について、山梨県との調整の必要性や疑義が生じた場合は、その都度委託者と十分な協議をしたうえで実施するものとする。